

全建労発第97号
平成29年3月21日

各都道府県建設業協会会長 殿

(一社) 全国建設業協会
労働委員会委員長 中筋 豊道
(公印省略)

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの再周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「建設産業の再生と発展のための方策2011」により、建設産業における社会保険の加入促進に官民を上げて取り組むことになり、当会においても、平成24年10月に社会保険加入促進計画を定め、毎年フォローアップを行うなど、その取組を推進してきたところです。

その結果、当会の平成28年8月調査では、1次下請企業については、社会保険未加入対策推進協議会の目標である企業の加入率100%、労働者単位でもほぼ製造業並みの水準までできていますが、2次下請以下の企業に対しては、更なる加入に向けた取組が必要な状況にあります。

つきましては、今般、社会保険加入促進計画の終期を迎えるに当たり、各都道府県建設業協会におかれては、平成28年8月3日付全建労発第39号「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」により通知しております、平成28年7月28日付国土建労第429号の下請指導ガイドラインを再度、会員企業の皆様に対し、周知いただくとともに、周知に当たっては、以下の点に留意されますようお願いいたします。

記

1 企業単位での社会保険加入

(1) 平成29年度以降の国直轄工事等への対応

同ガイドラインでは、遅くとも平成29年度以降においては、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきとされていること。

これに関連し、国土交通省直轄工事については、平成29年4月1日以降、直轄工事における現行の未加入対策について、2次下請以下にも対象

を拡大するとされており、直轄工事を平成 29 年度以降受注する予定のある会員企業は、この点に留意して、協力会社の社会保険加入状況を再度確認し、未加入であれば加入するように指導を行い、今後、直轄工事においては、下請として選定できない状況にあることを理解させること（平成 29 年 2 月 24 日国土交通省発表「国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について」）。

なお、元請に課せられる制裁金、指名停止、工事成績評定の減点などのペナルティについては、施工体制台帳を国に提出後、発注者から元請に対して猶予期間内に加入を求める通知があり、未加入下請企業が社会保険に加入し、元請がその確認書類をその猶予期間内に国に提出すれば免れる、というスキームとされているので十分留意されたいこと（実施は、平成 29 年 10 月 1 日から）。

また、地方公共団体や独立行政法人等の工事についても、直轄工事にならうことが想定されますので、これらの工事を受注する予定のある企業も、上記に準じて、社会保険未加入企業への対応をとられたいこと。

(2) 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について

法定福利費を、元請、1 次下請から 2 次下請以下に渡すことが不可欠であることから、それぞれ元下間の契約に当たっての見積り条件提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示することとされているので、2 次下請以下の業者に対しても、再度周知・徹底されたいこと。

必要に応じ、法定福利費が 2 次・3 次以下の下請に届いているか、下請業者に確認されたいこと。

(3) 各都道府県社会保険労務士会への相談紹介

国土交通省と全国社会保険労務士連合会とが連携し、各都道府県単位で相談窓口が設置されているので、具体的な社会保険の加入事務手続については、各都道府県社会保険労務士会に相談するよう教示されたいこと。

2 労働者単位での社会保険加入

(1) 社会保険未加入労働者の現場入場について

同ガイドラインにおいては、遅くとも平成 29 年度以降においては、適切な社会保険に加入していることが確認できない作業員については、元請企業は、特段の理由が無い限り、現場入場を認めないとの取扱いをすべきであるとされていること。

ここでいう「特段の理由」とは、平成 28 年 7 月 28 日付国土建第 429 号

により、次の3つの理由が明らかにされているので留意されたいこと。

- ① 当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金に未加入の場合。なお、雇用保険に未加入の場合については、60歳以上であっても例外的な扱いに含めるべきではないこと。
- ② 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合。
- ③ 当該作業員について社会保険の加入手続中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合。

また、仮に上記①から③の特段の理由により現場入場を認めた場合であっても、あくまでも特例的な対応であることを十分に認識し、元請企業は、作業員名簿を作成した下請企業に対し、当該作業員を適切な保険に加入させるよう引き続き指導するとともに、必要に応じて当該加入指導の記録を保存し、再三の指導に応じない場合には、下請企業に対し、当該作業員について現場入場を認めないとの取扱いとすべきであるとされていること。

(2) 偽装請負の排除

事業主が、労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に、個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても、実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがあるとされていること。